

どうすればいい?

参加無料

# 働き方改革への対応

働き方改革関連法が2019年4月からスタートし、今後も各法律が順次施行されます。年次有給休暇の取得促進、残業時間の規制、同一労働同一賃金など、企業が制度を充分理解し、また、対応しなければならない内容となっており、制度未対応や違反には罰則が設けられました。

就業規則への規定や運営管理方法、取り組み事例紹介など、各企業の課題解決に向けたセミナーへ是非ご参加ください。羽島商工会議所は働き方改革の推進に取り組もうとする事業主をサポートします。



## セミナー全3回

13:00~15:00

羽島商工会議所

羽島市竹鼻町2635番地

定員 20名

※下記申込書に必要事項をご記入の上 FAXにてお申し込みください。



### 第1回 8月6日(火) 「すぐやらなければならないこと」

パート等を含む労働者を雇用する事業所は、例え個人事業の方でも対応が必要です。すぐ対応しなければならないのは有給休暇取得義務化です。有給休暇の日数は、働く時間数によって労働基準法で決められています。働き方改革では、有給休暇の日数が10日以上ある人(週の所定労働時間・日数により、パート等の方も対象となります。)には、6カ月以上続けて勤務し有給休暇がもらえるようになった日(基準日といいます)から1年以内に5日以上休まなければならないと定められました。義務です。休んでもらわないと雇い主に休まなかった人一人につき30万円の罰金が課せられます。また、有給休暇の記録も残さなければなりません。

### 第2回 10月2日(水) 「事例と対応」

働き方改革に取り組む、成功している事例を幅広くご紹介します。

### 第3回 12月3日(火) 「36協定と残業削減に向けて」

中小企業への時間外労働の上限規制は2020年4月から施行されます。

## 働き方改革個別相談会

個別相談会を開催します。正社員の方はもちろん、パートさんに必要な有給休暇日数や管理手法、各種様式、時間外労働上限規制、同一労働同一賃金への対応、就業規則の見直しなど、個人・法人に関わりなくご相談いただけます。ご予約は電話(058-392-9664)にてお申し込みください。

■ 13:30~15:00

7/11(木)、9/12(木)、11/14(木)、1/16(木)

■ 15:00~17:00

8/6(火)、10/9(水)、12/3(火)

## 講師

こんどう労務年金事務所  
特定社会保険労務士

近藤 義博 氏



プロフィール

元羽島商工会議所中小企業相談所長。郡上市商工会事務局長を経て、特定社会保険労務士として、こんどう労務年金事務所を開業。現在は、働き方改革推進支援センター専門相談員でもあり、さまざまな労務問題解決に取り組んでいる。

主催：羽島商工会議所

お申し込みはこちらまで

FAX **058-392-6708**

働き方改革セミナー 参加申込書

申込日 2019年 月 日  
羽島商工会議所 中小企業相談所

事業所名	TEL			
所在地	FAX			
参加者名	従業員数			
参加者名	参加される回に ○をつけて ください	第1回	第2回	第3回

■申込情報は、本事業活動の遂行のためにのみ利用させていただきます。

■この事業は岐阜県からの補助金を受けています。

2019年7月10日 羽島商工会議所